第3回佐世保市子ども・子育て会議 保育所等施設整備計画策定分科会 議事録 (要約版)

日時:令和3年3月18日(木)19時~21時

場所: 佐世保市中央保健福祉センター

(すこやかプラザ) 8階・講堂

ての要望を今後も行っていきます。

議事(1) 佐世保市保育所等施設整備指針(案) について

質問・意見等

回」文中 ・ 中核市市長会等を活用しながら、施設整備 性性につ に限らず、幼児教育・保育の質の向上につい

- ・ 指針案の3 (3)「今後留意すべき事項」文中 に「防災対策に係るハード整備補助の可能性につ いて、引き続き国の動向を注視する」とあります が、中核市として、地方の意見を中央に伝えるべ きではないかと思います。
- 整備要望を希望する事業者が多くなった場合、 選定するための方策について教えてください。
- ・ 指針案の3 (2)「今後の施設整備に係る基本 的な方向性」で、築40年以上を経過した建物を 補助対象とする、とありますが、老朽化の基準を 築40年とした考え方について教えてください。
- ・ 市の公共建築でも寿命を80年と捉えており、 その中間の40年で内装や設備の更新を図って いることから、40年との基準は妥当と考えま す。
- ・ 物理的な劣化よりも、機能的な劣化の方が早い 点と、前回の大規模修繕から10年とする要件も あるため、築40年との目安は妥当と考えます。

・ 審査項目を設け、点数により優先順位を決定することとします。

事務局回答・今後の方針など

・ 年間に1~3件の整備を実施することにより、建築から40年前後で建物を更新するサイクルが維持できる点と、近年の補助実績から見て、概ね40年で資金を準備して整備を行う傾向が確認できたことから、概ね40年を一つの基準としました。

議事(2)保育所等施設整備事業者に係る基準等について

質問・意見等

- ・ 募集要項案の申込資格に「市税を滞納していないこと」とありますが、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の滞納も含まれますか。また、「当該施設の建物を所有していること」とありますが、創設の場合は所有に当たらないのではないですか。
- ・ ブロック塀の改修については、下限事業費があったと思いますが、明記すべきではないですか。
- ・ 利用定員の増を伴う整備の場合、補助金が増えると聞きましたが、定員を増やさない整備の場合も、他に要件を満たせば補助を受けることができますか。
- ・ 近隣対応として、整備に伴い敷地を拡張する場合は、隣接地権者から書面で同意を得ることとなっていますが、同意を必要とするような法の規定があるのでしょうか。
- ・ 工事スケジュールや工事車両の通行等について も住民に周知するように、との記載ですが、ここ まで細かく規定しないといけないものでしょう か。
- ・ 留意事項として「設計を行った業者は、工事の 入札に参加できない」とありますが、園舎建設の 場合、設計と工事を別々に発注することが一般的 なのですか。
- ・ 工事に際して近隣問題が起こっても、園への問い合わせも市で受けるケースが多いことから、このような細かな記載になったものと思います。
- ・ 「自家用車による送迎等により近隣に迷惑をかけることがないよう配慮する」とありますが、幼稚園や保育園でどう対応をとるのかは難しいと感じました。

事務局回答・今後の方針など

- ・ 滞納にどこまでを含めるのが適切かについては、ご意見を参考に検討します。
- ・ 賃貸物件は整備補助の対象とならないこと から、この条件を加えたものですが、表現に ついては修正を検討します。
- ・ 下限事業費についても、募集の際には明示 するよう改善したいと考えます。
- ・ 対象となります。なお、定員増を伴う整備 の場合、国の負担割合は高くなりますが、事 業者負担が優遇されるものではありません。
- ・ 規定はありませんが、境界トラブルになった場合、長期化する恐れがあるため、同意を 要件としています。
- ・ 問い合わせに配慮した面もありますが、国 の交付金を活用して行う事業であり、会計検 査もありますので、適正な入札が行われたこ とを証するためにも、設計業者は参加できな い、としたものです。

・ 保育園等を建て替え等で改修する際には、 駐車スペースを拡張したり、転回しやすい配 置にしたりするなどの配慮をお願いするもの で、交通事故防止の観点から記載しました。

- ・ 本体工事の内、特殊付帯工事は対象外となって いますが、これはどういった工事ですか。
- ・ ソーラーパネルや水循環装置などの環境に 関するものや消融雪設備、野外学習施設など の園の特色に関する部分の補助です。限られ た財源でできるだけ多くの施設に補助を行う 観点から対象外としています。
- ・ コロナ対策の視点で、補助対象となる工事はあ りますか。
- ・国の整備補助メニューにはありません。整備 の際にはそうした視点を持って取り組んでほし いとのお願いです。
- ・ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域へ移転する場 合は減点するとありますが、嵩上げや防水板の設 置等の対策をとっても減点扱いとなるのでしょ うか。
- ・ 園児の安全を確保しづらい箇所については 立地を控えてもらうとの趣旨です。
- 要件審査を見ると、災害危険区域等への移転が ・ 分かりやすい記載に改めます。 ○×の○に読めてしまうため、文言を変えた方が よいと思います。

議事(3) その他	
質問・意見等	事務局回答・今後の方針
・ 特になし	